

函館市労働問題懇談会設置要綱

(目的)

第1条 函館市における雇用・労働環境の向上を目指し、経済団体や労働団体など関係機関等との懇談を通じて現状把握と情報収集を目的として「函館市労働問題懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、次に掲げる構成員をもって組織する。また、必要に応じて労働問題に専門的知見を有するものを招聘することができる。

- (1) 函館公共職業安定所 雇用開発部長
- (2) 函館商工会議所 中小企業相談所長
- (3) 北海道中小企業家同友会函館支部 事務局長
- (4) 連合北海道函館地区連合会 事務局長
- (5) 全労連・函館地方労働組合会議 事務局長
- (6) 函館市経済部次長

(座長)

第3条 懇談会に座長を置き、函館市が務める。

2 座長は、懇談会を総務し、懇談会の円滑な運営に努める。

(懇談会)

第4条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、開催ごとに労働問題に関するテーマを設定し、意見交換を行うものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、函館市経済部雇用労政課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。